

緑地保全の推進に係る税制上の軽減措置
及び国の財政支援策の拡充等に関する要望書

令和7年8月

九都県市首脳会議

緑地保全の推進に係る税制上の軽減措置及び 国の財政支援策の拡充等に関する要望について

令和7年8月21日

緑は魅力的な景観を生み出し、人々の生活に豊かさと潤いを与えてくれます。そのほか、豪雨における洪水や土砂崩落の防止などの防災・減災機能、ヒートアイランド現象の緩和、動植物の移動・生息域の確保など、多様な機能を有しております。

九都県市では、これら緑の機能を良好な都市環境形成に必要なグリーンインフラとして、これまで法律に基づく特別緑地保全地区の指定のほか、各都県市独自の条例等に基づく指定や助成金の交付などにより保全するとともに、都市公園の整備により創出するなど、さまざまな取り組みを進めてきました。

しかしながら、我が国は少子高齢・人口減少社会に直面し、これまで緑地を維持してきた人材の高齢化や後継者不足のほか、税収の減少による緑地の維持管理・保全・創出に係る財源の不足などの課題を抱えています。

さらに、新型コロナ危機を契機に、市民意識やまちづくりの方向性が大きく変化し、緑とオープンスペースに対する多様な市民ニーズの高まりとともに、その重要性が再認識されております。

また、都市における緑地の質・量両面での確保に向けて都市緑地法等の一部を改正する法律が令和6年11月8日に施行されたところですが、緑の基本方針に示す緑被率3割以上という全体目標に向けて、引き続き必要な法令改正及び、制度創設の措置を講ずるとともに、国の財政支援策の拡充を図るよう、九都県市首脳会議として、別紙のとおり要望いたします。

財 務 大 臣	加 藤 勝 信 様
農林水産大臣	小 泉 進次郎 様
国土交通大臣	中 野 洋 昌 様
環 境 大 臣	浅 尾 慶一郎 様

九都県市首脳会議

座 長	横 浜 市 長	山 中 竹 春
	埼 玉 県 知 事	大 野 元 裕
	千 葉 県 知 事	熊 谷 俊 人
	東 京 都 知 事	小 池 百 合 子
	神 奈 川 県 知 事	黒 岩 祐 治
	川 崎 市 長	福 田 紀 彦
	千 葉 市 長	神 谷 俊 一
	さいたま市長	清 水 勇 人
	相 模 原 市 長	本 村 賢 太 郎

(別紙)

1 保全緑地に係る相続税の負担軽減

法律に基づく近郊緑地特別保全地区、特別緑地保全地区、及び歴史的風土特別保存地区、並びに地方公共団体独自の条例等に基づく緑地（以下「保全緑地」）に係る相続税について、納税猶予制度を創設するなど、土地所有者が緑地を持続的に保有できるよう、税負担の軽減措置を講じていただきたい。

また、市民緑地契約制度にて設置した市民緑地や公園用地として借地している緑地についても、相続税の評価減の割合を引き上げるなどの措置を講じていただきたい。

2 保全緑地の公有地化に係る譲渡所得の特別控除制度の拡充

保全緑地の公有地化に係る譲渡所得の特別控除額の引き上げについて、制度を拡充していただきたい。

3 公園緑地等の用地取得・整備及び維持管理・機能維持増進への財政支援策の拡充

地方公共団体による公園緑地等の用地取得・整備に係る国庫補助率を上げるとともに、保全緑地の買入れ・機能維持増進に関する財政支援制度の拡充や維持管理に対する財政支援制度を新たに創設していただきたい。

また、グリーンインフラの活用による気候変動対策や生物多様性の確保、幸福度（Well-being）の向上等の課題解決に向けて、官民に対する財政支援制度を拡充していただきたい。

4 地方公共団体が行う「緑地保全奨励金等」の非課税化

地方公共団体が交付する緑地保全奨励金等に対する所得税は、非課税にしたい。

5 相続税における物納制度の拡充

相続税における物納制度を拡充し、地方公共団体が保全対象とする緑地については、無償又は減額貸付する制度を新たに創設していただきたい。

6 相続税の取得費加算の特例の復活

平成26年度の税制改正で見直された相続税の取得費加算の特例について、改正前の制度に戻していただきたい。

7 生産緑地地区に対する支援の拡充

買取りの申出のあった生産緑地を地方公共団体が買い取るための財政措置の支援拡充を実施していただきたい。

8 市民緑地認定制度における課税標準の特例措置の継続

みどり法人が設置管理する認定市民緑地の土地に係る固定資産税・都市計画税の軽減措置については、民間による公開緑地整備を支援するため、引き続き継続していただきたい。

9 緑地の買入れを代行する国指定法人制度の継続

国が指定する法人が一時的に緑地を取得・保有・維持管理し、後年地方公共団体が当該緑地を取得する制度が創設されたことから、安定的な買入対応のため税制の特例等、制度の継続をしていただきたい。

10 広域計画等に係る支援の拡充

都市緑地法の改正により、緑の基本方針が策定されたことから、広域計画及び基本計画を策定する際の緑地の多面的機能等の調査・評価・データ整備に対する支援制度を拡充していただきたい。

11 優良緑地確保計画認定制度のインセンティブ措置の充実

民間事業者等による緑地確保の取組を促進する観点から、優良緑地確保計画認定制度（TSUNAG）についてインセンティブ措置の充実を図っていただきたい。

(要望内容の趣旨)

- 1 高額な相続税は、相続発生を契機に緑地を開発用地として転用・売却させる主な原因となっており、都市に残された貴重な緑地減少の大きな要素となっている。加えて、平成27年1月から適用となった相続税の基礎控除額の大幅な縮小が緑地の売却等に拍車をかけることとなり、土地所有者が持続的に保全するための環境整備は喫緊の課題となっている。また、平成29年3月には、埼玉県武蔵野地域の落ち葉堆肥農法が日本農業遺産として認定され、その根幹をなす農家の屋敷林や平地林の保全も必要とされている。

このような中、私権制限を受け入れた方に対する納税猶予制度の適用は、緑地の売却等に歯止めをかける有効な手段である。

このため、地方公共団体独自の条例が法律とともに緑地保全を支える両輪として存在していることも踏まえ、条例による指定緑地についても評価減の対象とするなど、保全緑地への税負担の軽減措置を要望するものである。

また、市民緑地契約制度にて設置した市民緑地や公園用地として借地している緑地に対する評価減の割合を引き上げるとは、契約のインセンティブを高め、市民と協働した緑地保全の促進に繋がるため、これらの緑地に対する評価減の割合の引き上げも併せて要望するものである。

- 2 特別緑地保全地区、近郊緑地特別保全地区の公有地化に伴う譲渡所得の特別控除額は、土地収用法対象事業の特別控除額より低い。また、地方公共団体では、基金制度や緑地保全制度などの条例等により、良好な自然環境の保全に努めているが、各地方公共団体の条例等に基づき指定する保全緑地の公有地化に伴う譲渡所得の特別控除額も低い。行政への土地譲渡に対するインセンティブを持たせるために、現行の特別控除額を引き上げることが有効な手段である。

これらの制度拡充によって、特別緑地保全地区などの指定拡大といった保全施策の推進にも好影響をもたらす、開発の抑止効果の向上に繋がるため、要望するものである。

- 3 緑地の保全や都市公園等の整備など様々な施策の展開において、用地取得に対する国庫補助制度は、特別緑地保全地区など施策によって補助率が十分とは言えないものもあり、緑地等の維持管理に関する地方公共団体の負担は多大である。

法律に則り買取りを進める負担に加え、以後、永続的に必要となる維持管理、さらに緑地がグリーンインフラや生物多様性の側面から適切な機能を発揮するための管理適正化については、制度発足時から現在までの社会情勢の変化を勘案すると、もはや、地方のみが背負う負担限度を超えており、国の課題として捉えるべきと考える。

また、緑化による暑熱緩和対策や雨水貯留浸透対策などグリーンインフラの活用による多面的な効果によって、気候変動対策や生物多様性の確保、幸福度（Well-being）の向上等の課題解決に向けた官民に対する財政支援制度の拡充を要望するものである。

- 4 土地所有者が緑地を持ち続け、良好に維持管理できるよう、地方公共団体では土地所有者の理解と協力のもと、条例等に基づき様々な保全施策を講じ、土地所有者に対して緑地保全奨励金等を交付している。

しかしながら、この緑地保全奨励金等は課税されていることから、緑地保全施策の趣旨を尊重して所得税における非課税措置を要望するものである。

- 5 相続税の物納については制度の活用が難しいため、物納制度の拡充により緑地の保全を推進するとともに、相続税の物納地のうち、地方公共団体が緑地保全施策により保全対象と位置付けている緑地について、無償又は減額貸付する制度の創設を要望するものである。

- 6 相続税の納税資金として、相続した土地等の譲渡代金を考える場合、改正後の取得費加算の特例では、取得費に加算できる相続税額が減少することとなり、相続税額の増加になる。譲渡資産の取得費に加算することができる対象は、譲渡の有無にかかわらず、取得したすべての土地等の相続税を対象とする改正前の制度の復活を要望するものである。

- 7 生産緑地地区は、営農者の死亡等により買取りの申出がされても、多くの地方公共団体は事業計画上の問題や財政上の理由から買取りができずに、指定が解除され、その多くが宅地化されている。

こうした状態を踏まえれば、将来、都市から貴重な緑地機能を有する生産緑地地区が消え、良好な都市環境の形成に大きな支障を来すことが懸念される。

そこで、生産緑地の買取りの申出に対し、各々の実情に応じた望ましい緑地保全に向け地方公共団体が計画的に対処できるよう、地方公共団体に対する財政支援策の拡充を講じていただきたい。

8 新型コロナ危機を経て、都市部における緑とオープンスペースに対するニーズが高まる一方で、地方公共団体による用地取得を前提とした事業だけでは限界があり、都市公園等の面積が不足している地域は未だに多い。

そこで、市民緑地認定制度にて設置した民間の公開緑地の整備は、都市公園等の機能の補完につながることから、令和8年度末までの延長をしていただいたところだが、引き続き認定市民緑地に係る税制特例の継続を要望するものである。

9 近年は、緑の基本方針による国全体での市街地の緑被率3割という目標、カーボンニュートラルを目標とする国・地域の急増や30by30等の保護区域拡大に関する国家方針の決定といった緑地保全への機運が高まっており、地方公共団体が保全を図ってきた緑地の価値や役割が重要視されている。

一方、地方公共団体では地権者の買入れ申し出から実際に買入れるまでに数年要し、早急な買入れ申し出への対応が困難となっている現状を踏まえ、所要の資金・体制を有する国が指定する法人が一時的に緑地を取得・保有・維持管理し、後年地方公共団体が当該緑地を取得することができる制度が創設されたことから、安定的な買入れ対応のため登録免許税・不動産取得税の特例の継続等、制度の継続を要望するものである。

10 グリーンインフラなど、生物多様性や雨水貯留機能をはじめとする緑地の多面的機能が重視されており、広域的・計画的に緑地を保全・整備していくことが必要である。それに伴い、デジタルデータの集積や、それらを統合的かつ広域的に評価することの難易度や調査コストが高まりつつあり、広域計画等を策定する上での大きなハードルになることが見込まれる。

都市緑地法の改正により、緑の基本方針が策定されたことから、地方公共団体の広域計画等の策定にあたって、緑地の多面的機能等の調査・評価・データ整備に対する技術的・財政的支援の拡充を要望するものである。

11 民間事業者等による良質な緑地の創出や維持管理は、都市における緑地の確保にとって重要な役割を担っていることを踏まえ、それらの取組が促進されるよう、優良緑地確保計画認定制度（TSUNAG）について、さらなる活用促進に向けた調査研究を進めるとともに、インセンティブ措置の充実を図ることを要望するものである。

以上について要望するものである。